

○国土交通省告示第百四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十二年二月十六日

国土交通大臣 前原 誠司

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一級河川吉野川水系吉野川改修工事（芝生堤防・徳島県三好市三野町加茂野宮字西島地内から同市三野町芝生字島土井地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 徳島県三好市三野町加茂野宮字西島及び字下佐古、三野町勢力字島並びに三野町芝生字原、字浪打、字杉ノ宮及び字島土井地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、徳島県三好市三野町清水字柳尻地内から同市三野町芝生字滝ノ下地内までの延長3,335m区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一級河川吉野川水系吉野川改修工事（芝生堤防）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同条第2項に規定する指定区間に指定されていないことなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一級河川吉野川水系吉野川（以下「吉野川」という。）は、その源を高知県吾川郡の瓶ヶ森に発し、穴内川、銅山川、祖谷川等の支川を合わせながら四国山地を流れ、徳島平野に出て、大小の支川を合わせながら第十地点で旧吉野川を分派し、紀伊水道に注ぐ、幹線流路延長194km、流域面積3,750km²の河川である。

吉野川は、その下流域に徳島県の拠点都市である徳島市を擁するなど、社会・経済上重要な河川であるが、その山間部では年間降雨量が2,500～3,000mmに達する多雨地帯であり、降雨量の大部分は梅雨期と台風期に集中している。このため、その流域では、頻繁に豪雨による洪水に見舞われ、過去から外水及び内水氾濫による浸水被害を多く受けており、特に、平成16年には、基準地点岩津において戦後最大流量約16,400m³/秒を記録した10月の台風23号をはじめ、8月の台風16号、9月の台風21号と連続して規模の大きい台風が襲来し、本件区間の背後地では、平成16年10月洪水により浸水面積124ha、浸水戸数56戸の被害を受けるなど、各地で甚大な被害が発生している。

吉野川の治水対策は、吉野川水系河川整備基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、吉野川下流につき、年超過確率1/150年規模の降雨による洪水に対応し、基準地点岩津における計画高水流量18,000m³/秒を流下させ、吉野川上流につき、年超過確率1/100年規模の降雨による洪水に対応し、主要地点池田における計画高水流量13,200m³/秒を流下させることを目標として、順次河川改修等が実施されているところである。

本件事業は、このような状況の下、未だ堤防がなく、地盤も低いため、洪水時にはたびたび氾濫し、背後地が浸水被害を受けている本件区間について、基本方針等に基づき、本件区間の計画高水流量14,500m³/秒を安全に流下させるために計画された築堤事業であり、本件事業の完成により、本件区間の流下能力の向上が図られ、台風23号による平成16年10月洪水をはじめとする既往洪水と同規模の洪水についても対処することができるものである。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、起業者は、低騒音機械を使用し、必要に応じて騒音対策を実施することとしており、あわせて防塵対策として散水等を実施するなど、周辺的生活環境等に配慮しながら施行することとしていることから、その影響は軽微なものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象事業ではないため、起業者において、本件区間及びその周辺の土地に生息

する可能性のある希少な動植物に与える影響について、現地調査や既存文献等を基にして平成17年度に環境に関する調査を実施している。その結果によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。また、本件区間の周辺の土地では、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているカンアオイ属の一種、準絶滅危惧として掲載されているニッケイ等の植物が確認されたが、それらの生育地は本件事業により直接改変される区域外であるため、影響は軽微であると認められる。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、試掘調査の結果、現地保存が必要な遺物等は確認されておらず、徳島県教育委員会より工事の施工について問題ないとする旨の回答がなされている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、洪水時にたびたび氾濫し、背後地が浸水被害を受けている本件区間の流下能力の向上を図ることを主な目的として、堤防を整備する事業であり、本体事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の堤防法線の決定に当たっては、本件区間の上下流それぞれの堤防の間をほぼ直線をつなぐ法線の申請案と、現況の河道に沿って築堤し堤外側に張り出す形状とする法線案について検討が行われている。2案を比較すると、堤防が堤外側に張り出す法線案は、河川沿いの現在の土地利用状況をそのまま活かすことができるものの、川幅が狭くなり、堰上げ現象による水位上昇や流速の増大を招くおそれがあるため、河道掘削等が必要となり、工事に長期間を要することとなる一方、申請案は、前後区間と連続した形状により流水を一定に流下でき、施行延長が短く、事業費も廉価となることなどから、申請案は、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると合理的な計画であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、未だ堤防がなく、地盤も低いため、洪水時にはたびたび氾濫し、背後地が浸水被害を受けている本件区間について、流下能力の向上を図り、計画高水流量を安全に流下させる必要があると認められるとともに、洪水による背後地の浸水被害を防止するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、本件区間の背後地にある旧徳島県三好郡三野町（現三好市）より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 徳島県三好市役所